

京都市上下水道局告示第5号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により、次の者を指定したうえで、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、工事費及びその他費用の収納事務の一部に関する事務（収納、出納問扱金融機関に対する払込み等）を委託したので、その旨を告示します。

令和8年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
京都府管工事工業協同組合
京都府京都市左京区岡崎円勝寺町2番地4
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る公金
工事費及びその他費用
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和8年3月25日
- 4 指定公金事務取扱者に工事費及びその他費用の収納事務の一部に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日

(上下水道局水道部水道管路課)